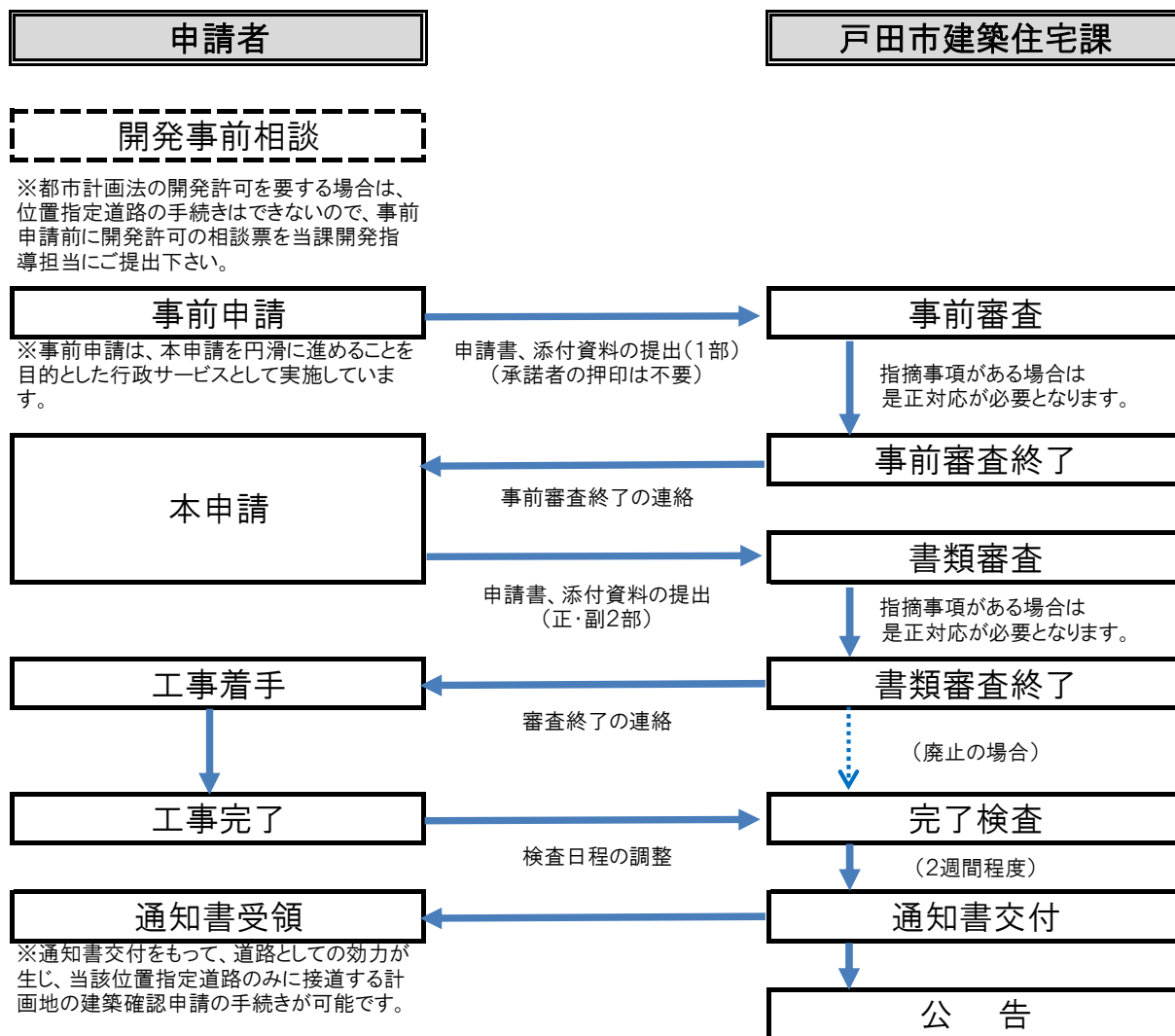


位置指定道路申請について

(1) 申請手続きの流れ



(2) 注意事項

- ① 本申請受付以降は登記情報の変更はできませんので、事前申請は本申請と同じ登記簿謄本を提出下さい。
(事前申請時に登記手続き中の場合は、登記申請受領証でも可)
 - ② 次の所有者等の承諾が必要となります。
 - ・位置指定道路となる土地の所有者・権利を有する者(抵当権者等) ※実印が必要
 - ・位置指定道路となる土地に沿接する土地・その土地にある建築物の所有者 ※認印で可
 - ③ 位置指定道路となる土地(隅切含む)の分筆が必要です。(事前申請時は登記申請受領証でも可)
 - ④ 位置指定道路が接続する道路との境界が未確定の場合は、境界確定して下さい。
(接続先道路が市道の場合は、道路管理課に境界確認をして下さい。)
 - ⑤ 次の場合は、位置指定道路を指定することはできません。
 - ・位置指定道路の指定により、建築基準法(道路高さ制限等)に抵触する既存建築物がある場合
 - ・位置指定道路を含む宅地利用計画が開発許可を必要とする場合
 - ⑥ 位置指定道路の廃止により、既存建築物が建築基準法違反となる場合は、位置指定道路は廃止できません。
 - ⑦ 審査日数は目安であり、案件により時間を要することがあります。
- ※廃止の場合、③④⑤は不要

(3)申請書類

- ① 道路位置指定申請書（正）第8号様式（変更・廃止の場合は第11号様式）
- ② 道路位置指定通知書（副）第10号様式（変更・廃止の場合は第12号様式）
- ③ 道路位置図 第9号様式
- ④ 委任状
- ⑤ 公図の写し
- ⑥ 登記簿謄本
（位置指定道路の土地、位置指定道路の土地に沿接する土地及びそれらの土地にある建築物）
- ⑦ 代表者事項証明書
（位置指定道路の土地に関する権利（所有権・抵当権等）を有するものが法人の場合）
- ⑧ 印鑑証明
（位置指定道路の土地に関する権利（所有権・抵当権等）を有する者）
- ⑨ 地籍測量図 又は 現況測量図
- ⑩ 誓約書
（建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項の基準に適合するように管理すべきことを説明・承継）
- ⑪ 開発相談票回答書
（建築住宅課開発指導担当との事前相談に係る回答書）
- ⑫ 東京電力の事前協議書
（位置指定道路内に電柱を設置しないことがわかる図面等）
- ⑬ 既存建築物がある場合、位置指定道路の指定によって、当該既存建築物が建築基準法に
抵触することがないことが確認した資料
（建築士により確認した適合事項の記載・確認印、配置図、立面図等（道路斜線は天空率による検討可））

※廃止の場合、⑩、⑪、⑫は不要

※事前申請時の注意事項は次のとおり

- ・①②の押印は不要
- ・⑤⑥は登記申請受領書と申請書類でも可
- ・⑧は添付不要